

## 明石市自治基本条例素案に対するパブリックコメント一覧(意見募集結果)

「明石市自治基本条例素案」に対するパブリックコメント(平成21年12月21日～平成22年1月12日)を行ったところ、11名からご意見が寄せられました。意見の概要とそれに対する市の考え方は次のとおりです。

※ 主旨が同じものと考えられる意見については、集約しています。

### 1 条例素案全体

番号	意見の概要	意見に対する市の考え方
①	検討委員会の提言が具体的要件を提示しているにもかかわらず、それを尊重した条例案になっていない。簡素化しすぎて、自治基本条例として具備しなければならない規範性を喪失してしまっている。	提言の内容を条例化するに当たっては、基本的なスタンスとして提言を尊重することとしていますが、条文としてまとめて規定しているところもあります。ご意見を踏まえ、再度検討することとします。
②	素案第4条(自治の基本原則)において、3つの原則を掲げながら、後に続く条文の構成において、この3つの自治の原則に従った章立てが行なわれていない。(通常の法令ではあり得ない。)	章建てはしていませんが、条例素案第3章の「市民参画と協働のしくみ」において、自治の3つの基本原則を定める構成にしています。
③	自治の3つの基本原則が、様々な条文において無秩序に重複して記述されており、整理が必要である。(何度も同様な用語及び記述(例えば参画・情報の共有)が繰り返し現れてくる。)	条例素案第3章の「市民参画と協働のしくみ」において、自治の3つの基本原則を定めるようにしていますが、自治の基本原則であるがゆえ、第2章の「自治の主体」においても、ご意見にあるようにその用語や記述が出てきますが、少々重複しても、くどい規定になっても、分かりやすさを優先して定めています。
④	この条例の構成並びに用語及び文章は、法規の専門職員が審査した条例とは考えられないほど問題が多すぎる。明石市の既存の条例と比較すれば、内容はともかく、法規的には後世に残す水準に至っていないのではないかと危惧される。	条例案の作成に当たっては、明石市自治基本条例検討委員会の提言を尊重すること及び市民に出来る限り分かりやすい条例にすることを基本に考えていますので、既存の条例との比較の中で、ご意見のようなご指摘があるのだと考えています。

### 2 前文

番号	意見の概要	意見に対する市の考え方
①	前文には、肝心な平和を守る日本国憲法を遵守し、地方自治体のあり方を定めた地方自治法を根拠とすることが一言も明記されていない。これらの法令と整合性を持った自治基本条例を目指す旨を必ず前文の中に入れるべきであり、素案は日本の平和憲法や地方自治法を軽視し、無視しているように見える。	条例素案の前文には、目指すべきまちの姿や市民主体の自治の理念などを定め、これからの「明石の自治」を推進していくため、自治基本条例を制定する旨を定めています。前文には記載していませんが、ご意見のように日本国憲法、地方自治法が基にあると考えています。
②	体言止め、用語を普通の文章にする。「ほこり」は「誇り」と漢字にする。条例素案2ページ10行目「場合によっては、…」は、表現が不適切である。自治基本条例は、「場合によって」関わっていくものではないと思う。条例素案2ページ19行目から24行目「明石市…」は文章が長すぎ内容が分かりにくい。	検討委員会の案を基に前文を考えています。市民の立場で、できるだけ平易で、わかりやすい文章を第一に、しかし、強調するところは表現を考えた上で記載しています。

	文章を再校正すべき。 条例素案2ページ「※ゆほびかとは、…登場しています。」となっているが、「ゆほびか」は形容詞である。したがって、「記されている」ではないか。「ゆほびか」を強調するのなら、万葉歌人、俳人の紹介もあってよいのでは。	
③	前文の「市民全体による質の高いまちづくりを実現するために」もさらに検討し、何を指すかを条文化してほしい。前文に、「暮らしてよかったと思える、安全で安心して暮らせる豊かなまち、人をいたわり互いの尊厳や人権を大切にし、自然をいつくしむ優しさあふれたまちづくりを目指してきました。」と記されている。これも前文に記されているだけであって、条例全体を規制するものではない。これら前文にある明石市の目指す内容が、条項の中にはっきりと明記されるべきだと考える。 明石市が何を指すのか、目指す目標を明確にすべきだと考える。良い結果像をまず立てるべきだ。そして「自治基本条例」は、それを条例の中で明文化すべきものと考え。そうしてこそルールも生きてくる。	条例には、通常第1条に目的規定を置きます。自治基本条例にも第1条に目的規定を置いています。そして、条例の中でも、基本となるような条例には前文を置き、特にその条例の目指すものや目指す目標を定めます。この前文も条例の一部であり、「明石市が何を指すのか、目指す目標を明確にすべき」というご意見ですが、条例の中で明文化されていると考えています。

## 2 定義

番号	意見の概要	意見に対する市の考え方
①	主語が欠落している条文がある。また、主語を「市」にするなど、定義されないままに使用されている。	条文によっては、主語を明確に置きにくい場合もあり、あえてそのようにしています。また、「市」とは、市議会及び市の執行機関によって構成される基礎自治体としての明石市をいいます。定義の必要はないかと考え、条例素案では規定していませんが、再度検討することとします。
②	「市」の定義を追加すべき。「参画」「協働」の定義の中に「市の政策」「市民と市」の表現があるが、「市長等」との違いを明確にすべきである。	

## 3 条例の位置付け

番号	意見の概要	意見に対する市の考え方
①	市民に対して、「自治基本条例は、最高規範の条例」として説明してきたにも拘わらず、そのことが表現されていない。(条例の制定後、解説文が読まれることは稀である。)	憲法には、「国の最高法規であって、その条規に反する法律等は、その効力を有しない。」と明文の規定がありますが、自治基本条例は形式的には他の条例と優劣の関係はありません。そのため、「条例の趣旨を最大限に尊重し」としています。
②	条例素案では、「最大限に尊重する」というように謳っているが、「自治基本条例比較表」の右に記載されているように、「自治基本条例も条例であることに変わりなく、他の条例との間に優劣の関係はない」の一文のみで十分であると考える。	今後、自治基本条例の趣旨を踏まえて、整合性を図りながら、他の条例等の制定改廃を行っていくに当たっては、「最高規範」という意識をもって取り組んでいかなければならないと十分認識しています。条例の説明会等や逐条解説書等ではその旨記載をしたいと考えていますが、条例上の文言としては、条例素案のような文言の方が適切だと考えました。
③	この条は、この条例の本質を曖昧にし、形骸化している。自治基本条例は、他の条例との間に優劣の関係はないとしても諸条例の枢軸でなければならない。他の条例等はこの条例を最大限に尊重するのではなく(こんな言葉は具体性を欠き条文には不適切である)、必ず整合させなければならないように条文化すべき。	

④	提言では、「市の最高規範」となっているが、条例素案では、「最大限に尊重」となった。自治基本条例とは何か。条例の位置付けについて再討議が必要と考える。	
⑤	自治基本条例は“自治体の憲法”として、他の条例の上位に位置づけられる最高規範性を有するものである。検討過程における地域での説明や意見交換会で市もそのように説明してきたにもかかわらず、素案では最高規範性を否定しており、自治基本条例を制定する意味合いが薄れてしまっている。	
⑥	自治基本条例は他の自治体においても最高規範性を明記されている例が多い。答申もそのように記載されているが、素案は他の条例との優劣の関係にはないように記載されている。	
⑦	最高規範性を持ったものを作るために検討し、答申がなされたのに対し、素案は相反するものとなっていることは重大な問題である。目的にあったものを作成していかなければならない。	

### 3 自治の基本原則

番号	意見の概要	意見に対する市の考え方
①	自治の基本原則の「市政への市民参画」、「協働のまちづくり」、「情報の共有」は、自治の手段・方法・プロセスを定めたものであり、自治の基本原則としては、これでは不十分。 自治の基本原則の条項に、明石市の目指す目標・目的を明記する必要がある。前文に、「明石市自治基本条例は、市民全体による質の高いまちづくりを実現するために」と、自治基本条例の目指す目標・目的が記されているが、前文の内容は、条例全体を規制するものではない。したがって、この自治の基本原則の中に再度、これを明記する必要がある。	自治基本条例の目指す目標・目的地については、前文あるいは目的規定で定める考えです。条例本文には、これからの明石の自治を推進していくための仕組みやルールを定めるものと考えています。自治の基本原則には、条例全体を規制する内容を定めるものではなく、自治を推進する理念や原則、考え方を定めるように考えています。
②	市議会（議員）が記述されていない。自治の主体では、記述がある。自治の基本原則に市議会（議員）を加えるべきである。	条例素案第4条の自治の基本原則では、市民及び市は、「市政への市民参画」「協働のまちづくり」「情報の共有」の3つを基本原則として、これからの明石の自治を推進することを定めています。「市」の中には、市議会も含まれていると考えています。

### 4 自治の主体

#### (1) 市民

番号	意見の概要	意見に対する市の考え方
①	市民の権利の記述が明確さに欠ける。市民の「責務」を強調する一方、市長の「責務」が弱く、「努力義務」にとどめている記述が多い。自治基本条例は、地方自治の本旨にもとづく住民自治を遂行するために、自治体の憲法として、市民から責務を負託された市長および議会の責任を明らかにし、行動をしばることに意味があることが理解されていない。「市民の権利」と「市長等の責務」の関係を明確にするよう	明石市自治基本条例検討委員会の提言では、市民の権利と役割について、「自治の主体」や「市政への市民参画」「協働のまちづくり」「情報の共有」の場面ごとに定められていますが、重複している内容もあり、分かりやすさの観点から、集約、整理したものです。 また、市民にも責任を自覚してもらう必要があると考え、責務規定として規定したのですが、その内容について再度検討することとしま

に改めるべきである。

す。

## (2) 市議会

番号	意見の概要	意見に対する市の考え方
①	市議会についての記述が、「第2章 自治の主体」において完結しているが、「市議会」と「市政運営」は、同等な章立てとしての取り扱いにすべきである。	明石市自治基本条例検討委員会の提言を踏まえ、条例素案の構成として市民から見て分かりやすいように、「第2章 自治の主体」において他の主体とともに、市議会及び市議会議員の役割、責務等を規定したものです。市政運営とは位置付けを異にすると考えており、章建ては考えておりません。
②	市議会議員は、市民により選挙で選出されており、市民の信頼と期待にこたえるべき立場にある。市民に対して、日頃の調査活動と議会における議員発言など、提案と結果がどうなったのか説明の機会をつくるべきである。	条例素案第9条(市議会議員の責務)第2項に「市議会議員は、市民への情報提供又は活動報告を行う」と規定し、第8条(市議会の役割、責務等)第3項にも「市議会は、活動報告会の実施等により、議会活動について積極的に市民に情報発信する」と規定するなど、情報発信と説明責任が果たされるよう定めています。
③	市議会議員に関する規定の表現が「努めなければならない」とされており、義務付けがない。「議会条例に記載されている議員としての責務をはたさねばならない。」というように義務付けをすべきである。	条例素案第9条は、市議会議員としての責務を定めたものです。規定の内容によってその表現を「努めなければならない」としている項もありますが、規定の趣旨はご意見と同様に「責務を果たす」ことを求めたものです。

## (3) 市長等及び職員

番号	意見の概要	意見に対する市の考え方
①	市長は、市民により選挙で選出されており市民の信託に誠実にこたえる必要がある。市長と市長以外の執行機関とを別に項建てして、市長の責務を明確に記載すべきである。	市長以外の執行機関もそれぞれの職務において、その権能の範囲内で市長と同様の責務を負うものであり、条例素案では共通する責務事項は、別項として市長等(市長その他の執行機関をいいます。)を主語にして規定しています。

## 5 市民参画と協働のしくみ

### (1) 市政への市民参画

番号	意見の概要	意見に対する市の考え方
①	市民参画と協働の仕組みは、「言葉の定義」や、単なる「参画の手法」の問題に矮小化するのではなく、市民の権利と市長の責務にもとづく市政運営の具体的な原理として位置づけるべきである。そのうえで、市長等が「市政への市民参画の機会を保障する」ことを明確にうたうとともに、市民参画とは「市の政策等について、その企画・構想段階から立案、実施、評価、見直しに至る市長等の意思決定過程において、市民と市長等がコミュニケーションを図りながら、一緒につくりあげ、実施していく」(提言Ⅴの1)ことであることを明記しなければならない。その仕組みを具体的に、「協働のまちづくり」や「情報の共有」「住民投票」「総合計画」「財政」「政策評価」等に盛り込むことを明確にすることが必要である。	「協働のまちづくり」や「情報の共有」、また、市政運営における市民参画の具体的な仕組みについては、個別の取組みの中で示されると考えており、自治基本条例ではその基本的な考え方を定めることとしています。

## (2) 住民投票

番号	意見の概要	意見に対する市の考え方
①	住民投票については、議会制民主主義の根本理念を足元から否定するような内容に腹立たしさを感じる。	住民投票制度は、将来にわたって市に重大な影響を及ぼすと考えられる事項について、多数の住民が住民投票を希望する場合に、一定の要件を満たしたときには、住民投票を実施するというものです。しかし、政策課題については、まずは市長等及び市議会において、十分な時間をかけて、慎重な議論をした上で、結論を出すことが望ましいと考えており、地方自治法を根拠とした地方自治制度を否定するものとは考えていません。
②	提言よりも踏み込んだ内容になっている。なぜか。	明石市自治基本条例検討委員会の提言を尊重し、常設型(市長に実施を義務付けるもの)の住民投票制度を定めることとしましたが、この場合には、住民投票の発議要件は規定する必要があると考え、条例素案に盛り込みました。ご意見を参考にさせていただきます。
③	住民投票にかかる成立要件は、更に議論を重ね、住民投票条例において記述すべきである。	
④	請求要件を議論することなしに決めてしまうのはよくない。現時点では「常設の住民投票条例を制定することと、その結果の尊重」などを定めておくにとどめるべきである。有権者総数の1/3の署名要件は、市長の解職請求や議会の解散請求と同じ要件であり、政策選択を問う住民投票の意味をなくし、実質的に制度を形骸化することになる。	

## (3) 地域コミュニティ

番号	意見の概要	意見に対する市の考え方
①	<p>小学校区の単位を目安とした協働のまちづくりは、住民自治と地域内分権を進めるうえで重要な仕組みである。従来の自治会活動やコミュニティ活動とは異なるという位置づけを明確にしておく必要がある。「協働のまちづくり」の基本単位が「地域コミュニティ」を単位として形成され、その組織と市の関係を明確にしておくことが肝要である。</p> <p>市民の政策提案に対して、市長は協議し、真摯に対応しなければならないことを明記し、活動拠点の提供と「協働のまちづくり推進組織」への権限の委譲や財政的な支援を行うことも明確にする必要がある。</p> <p>また、小学校区単位にとどまらず、ブロック別や全市的な協働のまちづくりの仕組みを重層的に担保しなければならない。</p>	条例素案では、小学校区を基本的単位として協働のまちづくり推進組織を設置し、地域コミュニティとして協働のまちづくりを推進していると考えています。この協働のまちづくり推進組織がうまく機能していくことが先決だと考えており、今後、協働のまちづくりの取組みが進められる中で、ご意見の事項について検討していく課題だと考えています。
②	地域への移譲と支援として、「市長等は、協働のまちづくり推進組織に対して、協働のまちづくりに関する市長等の責任、権限及び資金の一部の移譲並びに当該組織の活動にかかる支援を行うものとする。」を規定すべきである。	

#### (4) 情報の共有

番号	意見の概要	意見に対する市の考え方
①	条例素案では、情報公開、情報提供、情報の共有をまとめて記載しているが、「情報公開は市民の知る権利を保障すべきものです。」「情報提供は市民との情報の共有を図るためのものであり積極的に提供すべきものです。」の2項があつての情報の共有であり個別に記載すべきである。	市民の知る権利の保障については、市民の権利として、条例素案第5条に規定しているため、規定の重複を避けて、「情報公開を総合的に推進し、情報の共有に努める」ことを素案第17条にまとめて規定したものです。
②	市長等と市民の間での情報の共有は、市長の努力義務にとどめてはならない。情報の共有を進めるうえで重要なのは、意思形成過程における情報の共有であることを明確にしておかねばならない。	ご意見のとおり、情報の共有が市政への市民参画や協働のまちづくりの基本になるものだと考えています。適切な時期に適切な方法で情報を提供し、共有することが必要だと考えています。

### 6 市政運営の原則

#### (1) 全般

番号	意見の概要	意見に対する市の考え方
①	素案の前文の理念と、条文化された理念とは著しく異なる。素案に規定される市政運営の大部分は、現存する条例・慣例等の運用で実現できる。つまり現行の市政の課題が何で、それをどう達成しようとするのかが明瞭ではない。	市政運営については、4つの基本原則を定め、それに基づいた市政運営が行われるよう、重要な事項について、その基本となる考えや原則、方針、取扱いを定めています。ご意見については、総合計画の策定の中で具体化されるものだと考えます。

#### (2) 総合計画

①	提言にあるように、まちのつくり方は、理念、基本原則に基づかなければならない。まちの内容は総合計画による。したがって、総合計画については、明確に理念、基本原則を条文化すべきである。	総合計画については、その原則、基本的な考え方を条文化しています。
②	総合計画と自治基本条例の関係を規定し、市政を総合的、計画的に運営していくうえで基本になるもので、自治基本条例の理念や原則に則して、自治基本条例の定める仕組みにしたがって作られねばならない。提言に示されているように、総合計画のありようについて大枠で縛りを入れておくことが重要であり、総合計画の具体的な中身や、策定の進め方について、情報共有と市民参加がモデル的に進められねばならない。	自治基本条例の趣旨を踏まえて、市民参画のもとで、総合計画の策定を行うことなど、条例素案では原則を定めています。

#### (3) 評価

①	市政の評価は、市長等及び市長等が設置する組織による自己評価だけでなく、市民による他人評価を行なうことを記述しておくべきである。	評価については、現在、学識経験者や公募市民等で構成する行政評価委員会を設置し、事務事業等について評価が行われています。条例素案では、「市民参画のもと」と規定しています。
②	PDCAサイクルを総合計画や財政、評価の各項目において評価すべき具体的な内容に盛り込み、総合計画に準拠した評価や、財政運営、組織編成、行政改革に連動、反映させる	PDCAサイクルを回して市政運営が行われるよう条例に盛り込む必要があると考えています。

べきであり、評価に関する条例の制定を義務づけるべきである。

#### (4) 行政改革

- ① 行政改革では、「市民活力の活用」となっているが、具体的に明示すべきである。

行政改革について、その基本となる考えや方針、取扱いを定めています。

#### (5) 組織

- ① 住民自治、地域内分権、協働のまちづくりを進めるために、市役所組織をより住民に身近なレベルに権限委譲することが必要である。市民センターやコミセンへの権限委譲を意識した方向性を打ち出し、現状を変える姿勢を盛り込まねばならない。

提言の趣旨も市民サービスを受けるのに、わざわざ本庁に行かなくても市民に身近な組織で処理することができるように組織の整備、充実を図ることだと考えています。ご意見を参考にさせていただきます。

#### (6) 危機管理

- ① 自治体にとっては「市民の安全と安心の確保」は極めて重要な任務である。「推進」とどまるのは、責務を緩和することに等しい。

「安全と安心」に今が“万全”というものはないと考えています。リスクをなくしていくことが「安全と安心」を推進することになりますので、安全と安心を「確保する」というのではなく、「推進する」にしています。

- ② 提言の「市民の安全と安心の確保」を「市民の安全と安心の推進」にすり替えている。“確保”とは目標を掲げて課題を達成すること。“推進”では問題が発生すれば解決しますというに過ぎない。提言の思いを忠実に条文にしてほしい。

### 8 条例の検証及び見直し

番号	意見の概要	意見に対する市の考え方
①	<p>自治基本条例の制定は、明石市における自治の基本原則を実現するための出発点である。したがって、出発後のフォローシステムを、条例の中に記述しておかないと実現の担保がなくなるが、その担保を市長等にのみに委ねるのは、市民、市議会及び市長等の合意に基づくというこの条例の特質から問題がある。</p> <p>また、その担保が市長等による「条例の検証及び見直し」だけでは、不備極まりない。</p> <p>したがって、市民、市議会及び市長等の三者による「検証委員会」を設置する条文を設けるべきである。</p>	<p>検証については、条例素案では、第33条第2項で「検証及び見直しは、市民参画のもとで行われなければならない」と規定しています。明石市自治基本条例検討委員会の提言においても市民主体による第三者機関の設置が必要との考えが示されているところであり、自治基本条例の制定後、市民参画の具体的な手法等について、検討していきたいと考えています。</p>
②	<p>常設の審議会を設置すべきである。自治基本条例体系を他条例とともに構築すべきである。</p>	
③	<p>基本条例は不断の進化を図る必要があり、施行後のフォローアップシステムを明記しておかねばならない。検証と見直しは市長等に委ねるのではなく、市民、議会、市長等の三者による検証委員会のような組織の設置を規定しておくことが重要である。</p>	

## 9 その他

### (1) 個別条例の制定

番号	意見の概要	意見に対する市の考え方
①	条例素案第3章の「市民参画と協働のしくみ」において、市民参画、住民投票、協働のまちづくりの詳細については、「別に条例で定める」となっているが、非常に重要なことの記載が明確でない。別に条例で定めるに当たっては、市民の意見を聞く機会と市民に対しての説明会を開催し、合意形成されるべきである。	市民参画、住民投票、協働のまちづくりに関する条例を定めるに当たっては、ご意見のとおり、自治基本条例の趣旨を踏まえ、市民参画のもとで行わなければならないと考えています。

### (2) その他

番号	意見の概要	意見に対する市の考え方
①	この自治基本条例が法律的権限を持つ様に成れば、明石市議会の存続廃止論にまで影響を及ぼす懸念があります。一部の声に左右されない、厳然とした議会制民主主義を基本とした、明石市の行政機関として、進めて頂きたい。	自治基本条例は、自治推進の理念や市民との情報の共有、参画と協働など自治推進のための基本的なルールを明確にしようとするものです。市民の権利を制限したり、義務を課すといった条例ではありませんし、地方自治法に定められた市議会の権限を制限するような条例でもありません。
②	検討委員会会長からの条例素案に対する意見が出されている。素案について検討委員会と意見交換をしっかりと行ってほしい。検討委員会と素案作成段階で何回何時間協議したのか。今からでも遅くないので疑問が出ないように協議すべきである。我々市民は委員会に託しているのだから、市民と協議していないと考える。	検討委員会からは市長に対して、「明石市自治基本条例についての基本的な考え方」として提言をいただきました。それを踏まえ、現在は、市が条例案を作成している段階です。この条例案の作成に当たっては、市が独断で作成するのではなく、検討委員会委員の意見、市議会の意見、市民の意見を聞きながら進めていく考えです。今後も検討委員会委員には条例案の説明をし、十分に意見交換を行っていきたいと考えています。
③	中間まとめの段階でコミセン毎に説明会があったが、素案が出来たこの段階で、市民にコミセン単位で説明し意見を求めるべきではないのか。憲法にも比すべき重要な基本条例作成に、検討委員会にも市民にも納得出来る説明を行わないで、いきなりパブリックコメントで市民の納得を得られたとするのは全く理解に苦しむ。基本条例は住民が主体であることを理解の上慎重に進めてほしい。	市では、条例案の作成に当たっては、検討委員会委員の意見、市議会の意見、市民の意見を聞きながら進めていく考えです。市民主体の自治を謳っているこの自治基本条例を市民の皆さんに十分にご理解いただけるようにしていかなければなりません。時期を見て、ご説明させていただきたいと考えています。
④	市長は、検討委員会に素案の策定を委託し、検討委員会は提言書をまとめた。従って素案は提言書を具体的に条文化したものであるべき。検討委員会委員(少なくとも会長)が了承する素案を作成してほしい。	検討委員会からは市長に対して、「明石市自治基本条例についての基本的な考え方」として提言をいただきました。それを踏まえ、市が条例案を作成しています。その作成過程においては、検討委員会委員の意見、市議会の意見、市民の皆さんの意見を聞きながら進めています。
⑤	条例素案は検討委員会から市長に答申された内容と大きな食い違いがある。検討委員会の答申を軽視していることにもなる。市民の意見を取り入れる努力を重ね、各校区での説明会などが行われ、意見の集約に努力されてきた。答申を軽視するということは、検討委員会をも軽視していることにつながり、市民の意見を軽視していることにもつながる。そのことは、市民を軽視していることにもつながる。「参画と協働」が謳われている流れの中で、由々しきことである。	



⑥	策定中の自治基本条例について、市が全庁を挙げてこれに取り組むことを要望する。	庁内に検討会議を設置し、条例案の作成に向けて検討しています。
⑦	検討委員会の検討会議で「明石らしい」条例にしたいという意見をしばしば聞いた。地理的・歴史的・観光的などを特色とする考えも理解できるが、市民の自治を地域から支え合う実践が巧みに行われる素地を条例で規定できれば、それは十分「明石らしい」と考える。そうした自治の精神を受け継ぐ市民は明石に多くいると思う。	自治基本条例は、これからの明石の自治を推進していくための共通のルールや仕組みを定めるものです。条例が制定された後の取り組みが大切だと考えています。